

## 福祉ローン

(2024年8月1日現在)

1. 商品名	福祉ローン
2. お申し込み いただける方	(1) お申し込み時の年齢が満18歳以上で、最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方 (2) 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方 (3) 安定継続した年収（前年税込み年収）が150万円以上ある方 (4) ご自宅もしくはお勤め先が沖縄県内にある方 (5) 当金庫所定の保証機関の保証を受けられる方  ※契約社員・パート社員・自営業の方も一定の条件を満たせばご利用いただけます。 詳しくは窓口にてご確認ください。
3. お使いみち	・申込人本人または2親等以内の親族のために必要な以下の費用にご利用いただけます。 (事業資金、投機目的資金、負債整理資金にはご利用いただけません)  (1) 医療費、介護費用・介護設備費用、治療費（歯科矯正含む）、入院費等の医療費、 介護サービス費用、車椅子・医療用ベッド等の介護用品の購入・レンタル費用、 介護施設入居費用、住宅改良（バリアフリー工事）費用等 (2) 育児費用 <sup>※1</sup> （出産費、ベビーシッター利用費、学習机等の育児に必要な商品の 購入費用等） (3) 育児・介護休業取得中の生活費（育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金） (4) 災害復旧に必要な費用 <sup>※2</sup> （暴風・暴雨・洪水・地震等の自然災害・火災等の被 害からの復旧、および支援に必要な費用）  ※1 妊娠から小学校入学前までに要する費用とします。 ※2 (4) につきましては、3親等以内でのお取り扱いができます。
4. ご融資金額	・1万円以上、500万以内（1万円単位） ※育児費用、育児・介護休業習得中の生活費については各100万円以内とします。
5. ご返済期間	・10年以内 ※据置期間（育児・介護休業中）を含みます。
6. ご融資金利	【固定金利型】 ・お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。

<p>7. ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご返済方法につきましては、以下の3通りからお選びいただけます。</li> <li>(1) 元利均等毎月返済 元金を一定額にして毎月、ご返済いただく方式です。</li> <li>(2) 元利均等毎月・ボーナス併用返済 元金を一定額にして、毎月とボーナス分(年2回)を併用してご返済していただく方式です。ボーナス返済の割合は、融資額の50%以内となります。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>元利均等返済とは、毎回支払う元利息(元金と利息の合計=1回あたりの返済額)が一定である返済方式です。返済回数は毎月・ボーナス併用返済の場合年間で、毎月12回、うち2回がボーナス併用月です。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 元金据置返済(育児・介護休業期間中のみ) 一括してご融資した後、元金返済を据置き、その間はお利息のみのご返済となります。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">据置期間中 (育児・介護休業中)</td> <td style="padding: 5px;">お利息のみの毎月返済または毎月・ボーナス併用返済</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">据置期間終了後</td> <td style="padding: 5px;">元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済</td> </tr> </table>	据置期間中 (育児・介護休業中)	お利息のみの毎月返済または毎月・ボーナス併用返済	据置期間終了後	元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済
据置期間中 (育児・介護休業中)	お利息のみの毎月返済または毎月・ボーナス併用返済				
据置期間終了後	元金と利息の合計額を支払う元利均等毎月返済または元利均等毎月・ボーナス併用返済				
<p>8. 保証</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証人につきましては、原則不要です。当金庫所定の保証機関(一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。</li> </ul>				
<p>9. 保証料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保証料につきましては、当金庫が負担します。</li> </ul>				
<p>10. 担保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です。</li> </ul>				
<p>11. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資事務手数料は不要です。ただし、融資にかかわる印紙代・振込手数料等はいずれもお客様のご負担となります。また、各種証明書(残高等)発行等の場合には手数料をいただきます。詳しくは窓口にてご確認ください。</li> </ul>				
<p>12. 苦情処理措置 (ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</li> </ul> <p><b>【窓口：沖縄県労働金庫 お客様相談デスク】 0120-602-040</b>      お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時(祝日および当金庫の休日を除く)      なお、苦情対応のお手続きにつきましては、別途パンフレットをご用意しております。店頭にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。      ホームページアドレス <a href="https://www.okinawa-rokin.or.jp">https://www.okinawa-rokin.or.jp</a></p>				

<p>13. 紛争解決措置 (第三者機関 に問題解決を 相談したい場 合)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談デスクまたはろうきん相談所にお申し出ください。</li> <li>・また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。              なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</li> </ul> <p>※移管調停や現地調停はすべての弁護士会で実施しているわけではないのでご注意ください。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談デスクもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p><b>【窓口：全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</b>          お電話による受付時間 平日 午前9時～午後5時（祝日および当金庫の休日を除く）</p>
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他詳しい内容、返済額の試算につきまして、ご希望がありましたら、営業店にお気軽にご相談ください。</li> <li>・なお、ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。</li> </ul>